

令和3年5月19日
警察本部

広島県道路交通法施行細則の改正について

1 概要

自転車の幼児用座席に乗車させることができる者を「幼児（6歳未満の者）」から「小学校就学の始期に達するまでの者」に改正するもの

2 改正内容

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15条）
第8条第1号（乗車人員）

【現行】

ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 16歳以上の者が幼児（6歳未満の者をいう。以下この号において同じ。） 1人を幼児用座席に乗車させる場合

(イ) 16歳以上の者が幼児 2人を幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合

【改正後】

(ア) 16歳以上の者が小学校就学の始期に達するまでの者 1人を幼児用座席に乗車させる場合

(イ) 16歳以上の者が小学校就学の始期に達するまでの者 2人を幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合

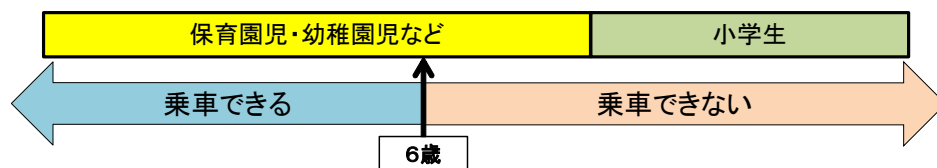
(ア)



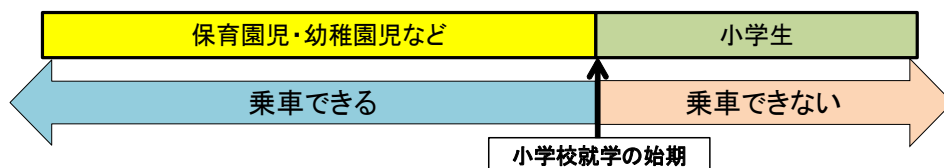
(イ)



《現行》 幼児（6歳未満の者）



《改正案》 小学校就学の始期に達するまでの者



3 施行日

令和3年6月1日を予定

新旧対照表

○広島県道路交通法施行細則

改正後	改正前
<p>(軽車両の乗車、積載制限)</p> <p>第8条 軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。</p> <p>(1) 乗車人員</p> <p>ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 16歳以上の者が<u>小学校就学の始期に達するまでの者</u>1人を幼児用座席に乗車させる場合</p> <p>(イ) 16歳以上の者が<u>小学校就学の始期に達するまでの者</u>2人を幼児2人同乗用自転車(運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。)の幼児用座席に乗車させる場合</p> <p>(ウ) 16歳以上の者が4歳未満の者を背負い、ひも等により確実に固定している場合((イ)に該当する場合を除く。)</p> <p>(エ) 運転者以外の者1人をタンデム車(2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。)に乗車させる場合</p> <p>(オ) 道路法(昭和27年法律第180号)第48条の14第2項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人数の者を乗車させる場合</p> <p>(カ) 他人の需要に応じ、有償で、軽車両を使用して旅客を運送する事業に従事する者がその乗車装置に応じた人数の者を乗車させる場合</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(軽車両の乗車、積載制限)</p> <p>第8条 軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。</p> <p>(1) 乗車人員</p> <p>ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 16歳以上の者が<u>幼児(6歳未満の者をいう。以下この号において同じ。)</u>1人を幼児用座席に乗車させる場合</p> <p>(イ) 16歳以上の者が<u>幼児</u>2人を幼児2人同乗用自転車(運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。)の幼児用座席に乗車させる場合</p> <p>(ウ) 16歳以上の者が4歳未満の者を背負い、ひも等により確実に固定している場合((イ)に該当する場合を除く。)</p> <p>(エ) 運転者以外の者1人をタンデム車(2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。)に乗車させる場合</p> <p>(オ) 道路法(昭和27年法律第180号)第48条の14第2項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人数の者を乗車させる場合</p> <p>(カ) 他人の需要に応じ、有償で、軽車両を使用して旅客を運送する事業に従事する者がその乗車装置に応じた人数の者を乗車させる場合</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>